

2020年8月25日

第5回：米中摩擦に関する最近のトピックス

1. 一次合意維持

米中貿易協議の第1段階合意は、発効より半年を迎えたが、中国が約束した米製品の巨額購入は、11月に迫る大統領選のアピール材料になるため、貿易面では合意の枠組みを維持している。(2020年8月17日付：The Daily NNA)

米中の報復関税合戦と第一次合意は、動画配信第4回参照。

2018年7月～2019年12月の1年以上の報復合戦の結果、一次合意が実現した。

結果として、2019年12月15日に予定されていた、1,650億米ドル（スマホ・ノートパソコンなど）に対する15%の課税が回避された。

また、2019年9月1日に、15%の報復関税の対象となった、1,310億米ドル（腕時計型端末・スマートウォッチ、半導体メモリーなどデジタル家電関連のほか、衣服や靴などアパレル用品。消費財を中心に3243品目）が、7.5%に引き下げられた。

米国としては、消費者に密着し、且つ中国よりの輸入に依存している商品（輸入関税増加により、小売価格が引き上げられれば、支持層の減少につながる）に対する報復関税が回避でき、且つ米国よりの農産物購入拡大をコミットしてもらったため、メリットがある合意であった。

一次合意の維持は、米国側にもメリットが大きいと言える。

⇒ 米ブルームバーグ通信は、2020年6月1日、中国政府が米国からの農産物の輸入を一時停止するよう国有企業に指示したと報じた。中国としての交渉手法の一つと思われる。

2. 香港原産品

2020年9月26日以降、米国が輸入する香港原産品には、「Made in China」と表示する事が義務付けられる（大統領令に基づく）。

● 2020年8月12日付 The Daily NNA

トランプ米大統領は7月、中国による香港国家安全維持法（国安法）施行などを理由

に、1992年制定の米国香港政策法（香港関係法）に基づく香港への優遇措置を取り消す大統領令を出した。今回の措置はこれに基づく政策変更で、米国では9月26日以降、香港製品は全て中国製品として扱われることになる。米国の対中追加関税の対象品目であれば、香港製であっても中国本土製と同じ税率の追加関税が課される。

その後の米国税関の発表によると、国際統計上は、依然として（中国原産品ではなく）香港原産品と記載され、関税率も元のまま。報復関税の対象とはならない事とされた。

⇒ 米国側のアピールに過ぎない措置。経済効果も殆ど無い。

2019年の香港の輸出総額は約4兆香港ドルで、対米輸出は、全体の7.6%（3千億香港ドル）。但し、その大部分は、中国原産品のインボイス・スイッチ取引で、既に報復関税の対象。今回、報復関税対象となった場合、影響を受ける（香港原産品の対米輸出）ものは、37億香港ドル（約4.7億米ドル）で、香港の全輸出の0.1%に過ぎない。

3. ウィチャットなどに対する制裁

2020年8月6日、動画SNSアプリ「TikTok」、メッセージアプリ「WeChat」が関わる取引を、米国企業が行うことを禁止する大統領令に署名した。禁止は45日後に発効する。

実行に移された場合、中国企業のアプリであるTikTokやWeChatがアップルのアップストアやグーグルのPlayストアからダウンロード出来なくなる（フォーブズ）。

アップルがWeChatを全世界のアップストアから削除した場合、アイフォンの年間出荷台数が、25～30%減少する。米国でのみであれば、3～6%の下方修正と予想されている。

4. 人民元対外決済拡大

2019年に中国の銀行が取り扱った人民元のクロスボーダー決済は、前年比24.1%増の19兆6,700億元（約302兆800億円）に上ったことが中国人民銀行（中央銀行）のレポートで分かった（2020年8月18日付：The Daily NNA）

同行は「人民元は国際通貨制度において安定した地位を保っている」とし、引き続き「安定的に人民元の国際化を推進」していく方針を示した。

⇒ 経常項目決済額6兆400億元、資本項目決済額13兆6,200億元（うち、9兆5,100億元が証券投資）

人民元対外決済は、2009年に試行措置が開始され、2012年に規制緩和完了（経常項目・資

本項目双方の受け払いが可能になった)。2012年の決済額は4兆人民元。

⇒ 8年間で約5倍の決済額となった。

人民元は、世界5位の通貨となっているが(米ドル、ユーロ、円、ポンドに次ぐ)、外貨準備に占める割合は2%に過ぎず、米ドルとは大きな差が有る。これを伸ばすためには、自由兌換の実現を図らざるを得ない(中国は、人民元を管理する前提において、自由化を進めている)。

⇒ 影響力の拡大と、資本の流失リスクが背中合わせであるが、米ドルとのアクセス制限を想定する場合、実施せざるを得ない。今後、中国は外貨管理政策を、どの様に進めていくか。

中国、香港の銀行に対して、米ドルの取扱い制限が加えられるのは、中国のみならず、世界企業にとって、最悪のシナリオ。

⇒ 世界が二分化されれば、国際間に構築されたサプライチェーンは毀損し、物資の供給が叶わなくなる可能性が有る。

サプライチェーンの再構築には、多大な、資金・労力・時間を必要とする。

5. 香港機能について

2020年7月4日付日本経済新聞

- 香港を拠点とした加工貿易の税務メリットは今後薄くなりそうと分析する。香港で製造管理や原材料・部品調達をして中国本土内で製造・加工することで、米国に輸出された製品を追加関税対象から除外申請できる制度がある。中国から米国に輸出する製品について米中貿易摩擦のあおりを防ぐために、日本企業にも導入例が多い。

上記は、内容的に問題有り。

⇒ 日経新聞に記事の背景を確認したところ、「日本企業が香港企業に部材を提供して、香港企業が中国企業に、極めて付加価値が低い来料加工を委託する。その場合、米国側で日本原産品(香港原産品という話ではない)として扱われる可能性があり、その場合、301条の報復関税の適用除外となる事もある」との回答であった。

つまり、製品価値、付加価値に影響を与えない様な加工を中国でやるのであれば、中国原産とはならない可能性が有るということだが、その様な取引は現在ないであろうし、「米国

側の正式な制度ではない」。

⇒ この説明に合致した取引は、例えば、日本で殆ど完成させ、その後、中国で極めて単純な加工（例えば、パソコンを日本で作って、中国で梱包、検品だけをやるようなイメージ）。この様な単純な加工をするために、わざわざ輸送費をかけて中国まで持っていくのは、経済合理性に合わない。

☆ 香港企業が中国で加工貿易を行う事で、米国側で優遇を受ける制度があるという、新聞記事の内容は間違い（香港であるがゆえの問題ではない）と判断できる。

また、中国での加工を、極めて単純な内容に限定する事で、原産地を変えない（日本のままにする）という事例は、極めてレアケースであれば存在するかもしれないが、香港の根本的な機能の低下をもたらすようなものではない。

以上